

全国健康保険協会船員保険協議会（第 59 回）議事録

日時：令和 5 年 3 月 16 日（木） 10：00～11:30

場所：全国健康保険協会本部 大会議室

参加者：菊池委員長、金岡委員、高橋委員、立川委員、田中委員、谷本委員、中出委員、長岡委員、平岡委員、渡邊委員(五十音順)

〔議 題〕

1. 令和 5 年度事業計画（案）及び予算（案）について
2. その他

内田船員保険部次長：

委員の皆様申し上げます。本日使用する資料でございますが、会場でご参加いただいている委員の皆様につきましては、机前にご用意しております資料を。オンラインでご参加いただいております委員の皆様につきましては、事前にお送りしております資料をごらんいただきますようお願いいたします。

次に、オンラインでご参加いただいている委員の皆様へ、発言方法についてご説明をさせていただきます。まずご発言される時以外でございますが、音声をミュートに設定していただきますようお願いいたします。ご発言いただく際は、ご発言前カメラに向かって挙手をいただくか、ズームの挙手機能をご使用いただくようお願いいたします。挙手された方から、委員長がご発言される方を指名させていただきます。指名された方はミュート設定を解除の上、ご発言をお願いいたします。発言終了後は再び音声をミュートに設定していただきますようお願いいたします。

菊池委員長：

皆様、おはようございます。年度末のお忙しい中、御参集賜りまして誠にありがとうございます。只今から第 59 回船員保険協議会を開催いたします。本日の出席状況でございますが、奥村委員と菊池委員より欠席のご連絡をいただいております。また本日もオブザーバーとして厚生労働省よりご出席をいただいております。

続きまして、3 月 1 日付で協会の役職員に異動があったと報告を受けてございます。事務局からご紹介をお願いいたします。

内田船員保険部次長：

それでは事務局よりご報告させていただきます。3 月 1 日付で審議役に就任いたしました春山でございます。

春山審議役：

春山でございます。よろしくお願いいたします。

菊池委員長：

よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。事務局から議題1. 令和5年度事業計画(案)及び予算(案)についてご説明をお願いいたします。

内田船員保険部次長：

ご説明の前に1点ご報告をさせていただきます。保険料率にかかります定款変更の認可につきましてでございます。前回1月26日の船員保険協議会でご承認いただきました、令和5年度の保険料率につきましては、その後、1月30日の運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に定款変更の認可申請を行い、2月3日付で認可されております。ご報告をさせていただきます。

それでは、議題1につきましてでございます。資料につきましては、資料1から資料4、参考資料としまして、参考資料1から参考資料4、以上8点を用意してございます。

はじめに資料1でございます。この資料1が令和5年度事業計画案及び予算案、こちらの本体資料でございます。2ページから16ページまでが事業計画案でございまして、17ページから18ページまでが予算案でございます。

はじめに事業計画案でございしますが、こちらにつきましては資料2でご説明をさせていただきます。この資料2でございしますが、こちら前回の船員保険協議会でご説明を申し上げまして、ご議論いただいたところでございます。内容につきましては、前回協議会から記載等、変更はしてございません。今回、再度ポイントについてご説明をさせていただければと思います。

はじめに資料の構成でございます。1ページと2ページ。こちらが基本方針でございまして、3ページ以降からは重点施策となっております。はじめに1ページ、中段部分でございます。こちらは船員の働き方改革や健康確保に向けまして、4月より船員法施行規則等が施行されるということで、これに伴いまして、船員の健康づくりへの機運も高まるタイミングで、国等、関係機関と連携しつつ、各種政策を強力に推進していく旨、明文化しているところでございます。

この国との連携といった点で、今回参考資料3をご用意してございます。こちらは国土交通大臣が5年ごとに作成いたします、船員災害防止基本計画の具体的な実施を図るために毎年度作成しております、船員災害防止実施計画でございまして、抜粋でございます。「全国健康保険協会が実施する船員の健康サポート等の利用促進」ということで、船員保険が行います取り組みが、計画に盛り込まれているところでございます。特に下線を引いてござい

ますが、「国は同協会と連携を図り、当該事業の利用促進を図る」といった記述がございます。この部分は健康づくり宣言の記載でございますが、この他にも、船員保険の卒煙プロジェクト、あるいはメンタルヘルス、出前健康講座、健康アプリなどの取り組みも計画に盛り込まれたところがございます。国土交通省と連携した取り組みといったところで、今回参考にご用意をさせていただきました。

資料2にお戻りいただきまして、1ページの後半から2ページにかけてでございますが、こちら実施方針でございます。(2)は基盤的保険者機能の記載でございます、2ページの2行目の部分、こちらは福祉事業の記載でございます。「船員の健康づくりに寄与する」といった文言を追加しております。保養事業について、船員の健康づくりと関連づけして、実施していくということで追加をさせていただきます。

2ページ、こちらの(3)は戦略的保険者機能についてでございます。健康づくりを中心に、船員の健康確保に向けた取り組みを推進してまいります。次に2ページの最後のところでございます。船員保険システムの構築について明文化させていただいてございます。

3ページ以降でございます。こちらは重点施策でございます、はじめに(1)基盤的保険者機能の関係でございます。

4ページ、一番下の部分から、こちら5ページにかけての、④の返納金債権発生防止の取り組みの強化について、こちらについてでございますが、変更部分でございますが、5ページ下の部分、令和4年度のところの②医療給付費総額に占める喪失後受診に伴う返納金の割合といったKPIにつきまして、令和5年度は削除させていただきます。こちらはオンライン資格確認の浸透を前提に事業を実施していくといったところでございます。なお、オンライン資格確認につきまして、今回も参考資料4といたしまして、オンライン資格確認の導入状況に係る資料をご用意させていただきます。

続いて、また資料2でございますが、6ページの下の部分から、7ページにかけての⑥制度の利用促進の部分、こちらにつきましても変更はKPI、7ページの中段になりますが、①の高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合について、こちらオンライン資格確認の浸透を前提ということで削除としてございます。

続きまして、7ページ下の部分から8ページにかけて、こちらは福祉事業でございます。8ページが一番上の部分、こちらは保養事業でございます、先ほどの2ページの実施方針でご説明したとおりの趣旨で、健康づくりも視野に入れた実施ということで、「及び健康づくりのため」という文言を追加させていただきます。

9ページ以降でございます。(2)戦略的保険者機能についてでございます。こちらの①は令和5年度が第2期データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画の最終年度ということで、取り組みについて、こちらは着実に実施するという。それと取り組みの評価、それと次の計画を行っていくといった旨の記載を追加させていただきます。

その下のi)でございます。こちらは特定健康診査等の推進についてでございます、一番上の括弧の生活習慣病予防健診、こちらでございますが、1つ目のポツには生活習慣病予

防健診の拡充について、それと3つ目のポツ、こちらはがん検診がセットとなっております生活習慣予防健診につきまして、船員の皆さんにアピールして、より多くの方に受けていただくための広報を行っていく旨記載をしております。

2つ目の括弧の部分の健康手帳健康証明データ取得というところでございます。こちらは1つ目のポツで、船舶所有者に検査結果の保存が義務づけられた、こういったことで、改めて国交省と連携した提出依頼を行い、利用促進を図る旨記載をしております。

それと3つ目の括弧の被扶養者の特定健診、こちらにつきましては2つ目のポツでございますが、未受診者の特性に応じた受診勧奨を行い、健診受診を習慣化する取り組みを推進する旨記載をしております。

10 ページの中段の KPI、こちらは特定健康診査等実施計画に沿って、設定をしております。同じく 10 ページの下の部分の ii)、こちらは特定保健指導でございます。1つ目のポツでございますが、こちらは健診当日の初回面談について記載をしております。

3つ目のポツでございます。ICT を活用した特定保健指導について、改善効果に留意をして利用促進を行っていく旨記載をしております。

次ページ、11 ページ中段、こちら KPI の目標値につきましては、被保険者の数値について見直しを行ったところでございます。

続いて 12 ページでございます。下の部分の vi)、船舶所有者とのコラボヘルスの推進でございます。こちらは船員の健康づくり宣言について、国交省、経産省、厚生労働省等と連携して取り組んでいく旨記載をしております。

さらに KPI につきましては、13 ページのところでございますが、参加船舶所有者数こちらにも目標を引き上げまして、200 社としてございます。

続いて 14 ページ下から 15 ページにかけては調査研究でございます。令和 5 年度につきましては、船員の歯、口腔状況を把握するための基礎分析を行いたいと考えております。

15 ページ以降は組織運営体制の強化ということで、こちらは健康保険と一体的に実施をしていく内容ということで記載をさせていただいております。

17 ページ以降には、船員保険システムの新システム構築について、記述を行っております。同じく 17 ページ下段以降、こちらは KPI の一覧でございます。

続きまして資料 3 でございます。こちらは計画を実施していく上での予算でございます。収入支出予算案でございます。こちら疾病部門、それと災害保健福祉部門をあわせました、協会におけます船員保険勘定としての予算でございます。令和 4 年度との比較をしております。

はじめに上段の収入のところでございます。一番下の合計のところでございます。こちらは約 478 億 7,500 万円の計上でございます。令和 4 年度と比較いたしますと約 12 億 6,500 万円のプラス計上でございます。続いて収入の内訳でございます。一番上の保険料等交付金、こちらにつきましては、約 382 億 5,700 万円を計上しております。標準報酬月額増加の見込みということで、約 20 億 8,000 万円のプラスを見込んでございます。その下の疾病

任意継続被保険者保険料、こちらにつきましては約9億5,100万円を計上してございます。令和4年度の予算セットのときと比べますと、被保険者数の減少を見込んでございます。対前年度で約1億5,200万円マイナスとしてございます。2つ飛びまして、5行目の職務上年金給付等交付金につきましては、約46億7,100万円を計上しております。対前年度比約3億4,300万円マイナス計上となります。こちらは受給者数が減っている状況にございます。内訳の中の一番下の部分でございますが、収入の一番下の部分でございますが、累積収支からの戻入、こちらは被保険者保険料負担軽減措置の財源でございまして、令和5年度は軽減率を令和4年度から0.1%分引き下げてございまして、0.3%分としております。その財源となる約9億7,000万円を計上してございます。以上が収入でございます。

続いて支出でございます。合計のところでございますが、先ほど説明いたしました収入計と同じ約478億7,500万円の計上でございます。続いて内訳の部分、一番上の保険給付費でございます。約274億8,600万円でございます。約14億4,100万円プラス計上でございます。こちらは直近の医療費の動向ですとか、診療報酬改定とか薬価改定がある場合はこちらの影響も取り入れまして推計しているところでございますが、一人当たり医療給付費が増加する見通しを立ててございますので、プラスで計上をしてございます。次に拠出金等でございます。全体で約98億6,600万円を計上してございまして、約6億2,400万円の増額でございます。こちらは前期高齢者納付金と後期高齢者支援金、それぞれ増加してございます。要因でございまして、高齢者医療の医療費全体について増加が見込まれているというところもございまして、このほか拠出金の精算分、こちらは2年前の医療費の精算で戻ってくる分がありますが、これが令和4年度と比べまして、令和5年度は小さかったといった状況がございました。これらが増加要因でございます。

続いて介護納付金でございます。約29億8,100万円計上してございます。対前年度比約1,500万円の増でございます。その下の業務経費と一般管理費、こちらは後ほど資料4でご説明をさせていただきます。そのほかでございますが、雑支出を約4,000万円、予備費を約1億5,000万円計上してございます。船員保険勘定の収支でございますが、内訳の下から2行目の金額約22億9,900万円。こちらは黒字を見込んでございます。この金額を累積収支へ繰り入れるということで、収支を均衡させてございます。

続きまして、資料4でございます。こちら業務経費及び一般管理費の内訳でございます。こちらの資料でございますが、前回の協議会でも説明させていただいてございます。前回から内容を変更した部分、細かい点でございますが、1点ございました。後ほどご説明をさせていただきます。

はじめに1ページ、2ページでございます。こちらは業務経費でございまして、2ページの一番下の欄でございます。こちらは業務経費の合計でございまして、約31億400万円を見込んでございまして、対前年度比で約1億2,700万円の増としてございます。

3ページ、こちらは一般管理費でございまして、前回協議会から変更となった部分がございます。今回の資料では、上段の人件費の項目の部分、こちら記載は約4億6,200万円とし

てございますが、この部分、前回1月の資料では約4億6,100万円としてございました。前回より約100万円プラス計上とさせていただきます。内訳でございますが、人件費のところの4段目の法定福利費、今回こちらを約100万円増加してございます。増加の要因でございますが、協会の職員の健康保険、介護保険の保険料率が前年度より引き上げとなりまして、保険料の事業主負担分の経費、こちらが増加の要因でございます。以上の変更も反映いたしまして、一般管理費の合計でございますが、下から2段目の網掛け部分のところでございますが、約19億4,800万円を計上してございます。予算全体でございますが、一番下の業務経費と一般管理費の合計の欄でございますが、約50億5,300万円を予算に計上してございます。対前年度比で約1億9,200万円の減となります。事業計画予算の説明につきましては以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。平岡委員どうぞ。

平岡委員：

確認と質問をさせていただきます。先ほどの予算関係の説明では、今現在、診療報酬や薬価の改定が行われており、この予算の影響については織り込み済みで、予算を確定しているというような説明があったわけですが、そういうことでよろしいのかどうか。

もう1点、ジェネリック医薬品の使用推進のところ、ジェネリック医薬品の使用割合を84%以上とするKPIが示されており、この84%は後発医療薬品の数量シェアということですが、同様の数量なのでしょうか、それと使用割合の求め方の概要を教えていただければと思います。また、その使用割合の内訳として、医科、DPC対象病院、調剤、歯科での使用割合について、資料等あれば教えていただきたいと思います。以上です。

菊池委員長：

事務局からお願いします。

内田船員保険部次長：

診療報酬改定と薬価改定でございますが、令和5年度は薬価改定がございましたので、その分については予算の方の保険給付費でございますが、その分反映をさせていただいてございます。

あとはジェネリック医薬品の関係でございます。使用割合でございますが、分母はジェネリック医薬品がある先発品についての品目の数量でございますが、分子の方はそれに対するジェネリック医薬品の使用数量、ジェネリック医薬品の使用した数量、そういったものを使用割合としているところでございます。

あと委員がおっしゃった、ジェネリック使用割合のいろいろな内訳でございますが、今回、数字を持ち合わせてございませんので、後日提供させていただきたいと思います。

菊池委員長：

平岡委員、よろしいでしょうか。

平岡委員：

ありがとうございます。

菊池委員長：

他に、先に会場の皆様から何かあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか、立川委員どうぞ。

立川委員：

今お話のあったジェネリック医薬品の数量というところなのですけれども、しつこいように申し訳ないのですが、どういう意味合いの数量なのかが分からないので、後で結構ですので教えていただければと思います。

それで私の方から、返納金債権の関係で教えていただいたところがありますので、お願いします。返納金債権が生まれる原因というのは、多分保険証の誤返納ないしは返納の遅れによって、誤使用が起きて、返納金債権が生まれてくるという過程だというふうに理解をしています。

そのような中で、今現在と今後の世界があると思うのですけれども、それはマイナンバーによる保険証の関係付けが出てくる世界があります。そういう意味で、現在船社から資格喪失の届出が提出された時に、システム上はその場ですぐ資格停止になるのでしょうか、それとも実際に保険証が回収されない限り、その行為が行われぬのかどうか。それから資格喪失が起きた時に、扶養家族の分、被扶養者の関係も出てくることとなりますが、その関係のところまで、資格停止が現時点で行われているのかどうか、まず教えていただけますか。

菊池委員長：

事務局、お願いします。

内田船員保険部次長：

債権のところでございますが、資格喪失につきまして、届け出がまず年金機構の方に出てまいります、それで資格喪失届について、システムの方に入力をして、協会にも情報が連携し同じように来て、協会でも資格喪失の入力をするといった流れでございます。ただ、その情報というのが、医療機関では即時に、今のところ確認することはできないということで、

要は患者が窓口で保険証を提示して、保険証を確認しておりますので、保険証を持っていれば資格があるということで、医療機関の方にかかることになります。

オンライン資格確認が導入される前は、そういった流れになっておりますが、オンライン資格確認が導入されれば、医療機関で保険証を見せれば、その保険証について資格の有無がその場でわかるようになるということでございます。そちらの点が違っている点というところでございます。

オンライン資格確認がなければ、やはり資格喪失の確認というのは、医療機関では保険証を見ての確認ということになりますので、どうしても資格喪失後の受診であれば債権が発生してしまうということでございます。

立川委員：

はい、ありがとうございます。次に聞きたいことまでお答えをさせていただいたのですけれども、扶養家族についても、システムの資格停止になるという理解でよろしいのですか。

内田船員保険部次長：

ご回答が漏れておりましたが、被扶養者につきましても、被扶養者非該当という届け出が被保険者の資格喪失と同時にされて参りますので、同じように年金機構と協会の方で入力をいたします。その情報については、オンライン資格確認が導入される前は、保険証を見て医療機関の方で確認しておりましたが、オンライン資格確認が導入されれば、医療機関の窓口の方で被扶養者でないという情報もわかりますので、そこは被保険者と同じような流れになります。

立川委員：

はい、ありがとうございます。将来的な話ですけれども、オンライン資格確認をすることができることによって、誤使用の部分はなくなっていくよという理解ができるということによろしいわけですね。

もう一つ、そこで出てくるのがこれからの話になるかと思うのですが、実際問題オンライン資格確認ができない医療機関がまだ残るという理解をしているのですけれども、そういうところに関しては誤使用がまだ発生するということになるのでしょうか。かつ、それは、厚労省さんの方の確認となるのでしょうか。最終的にオンライン資格確認のシステムがいつまでに出来上がるかというのが、ポイントということになるという理解でよろしいでしょうか。

内田船員保険部次長：

オンライン資格確認が義務化されている医療機関につきましては、原則的に先ほど言ったように、医療機関の窓口で資格の確認ができるということになりますが、義務化がされて

いないところが残るとしたら、その部分につきましては以前と同じような形になるというふうに考えております。

立川委員：

細かい話になりますが、オンラインレセプトの関係が出てくるというような話をちょっと聞いたような話があるのですが、そことの関係はあるのでしょうか。これは後で結構です。

それでもう一つは来年の秋ですか、保険証自体が廃止されるという話があります。そういうことになると、資格喪失の届け出をすることによって、保険証の返却も要らないし、機械的に今言ったことが扶養家族を含めて行われていくという理解でよろしいでしょうか。

菊池委員長：

事務局、いかがでしょうか。

内田船員保険部次長：

保険証については、マイナンバーカードが保険証になります。

立川委員：

これは強制ですよ。ですから、保険証自体がなくなると、資格喪失をすれば、全て本人、被保険者も含め、被扶養者も含め資格停止が全てそこで機械的に行われていくという理解でよろしいでしょうか。

内田船員保険部次長：

そういうことになってまいります。

立川委員：

はい、わかりました。細かい話がありましたら、また事務方の方にお伺いをしたいというふうに思います。

それと全体の話なのですけれども、先ほど事業計画にもありましたけれども、働き方改革の関係がありまして、その中には船員の健康確保に向けた船員法の関係の改正が行われて、船員の健康づくりに向けた基盤の整備がどんどん進められていっています。そのような中で、この事業計画としても自社の船員の健康づくりのためであるということで、健診の促進ですとか、産業医の利用促進といったことを進めていくというための船員の健康づくり宣言をはじめとする船員の疾病予防に向けた計画がしっかり盛り込まれていると理解をしています。

乗船中に傷病が発症した場合の対応として、安全安心をよりどころとする船員にとっては、無線医療の関係ですとか、洋上救急事業の関係がございます。それを着実に実施してい

っていただくことが、船員の安心安全につながっていくというふうに理解をしておりますので、ぜひこの点については、確実に実施をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

菊池委員長：

事務局、最後の点についていかがでしょうか。

内田船員保険部次長：

ありがとうございます。いろいろと重要な点をご指摘いただいております。健康づくりにつきまして、あるいは洋上救急、無線医療、非常に重要なことですので、事業計画に則って、着実に実施していきたいと考えております。ありがとうございます。

菊池委員長：

よろしくお願いいたします。他に会場からいかがでしょうか、よろしいでしょうか。それでは、オンライン参加の谷本委員どうぞ。

谷本委員：

ありがとうございます。私の方から事業計画案につきまして、一つコメントいたします。

令和5年度の基本方針に既に盛り込まれておりますが、本年4月から改正船員法施行規則等が施行されます。船員の健康づくりの基盤が一層整備されることとなりまして、その実現のため、官労使を含む関係機関が一体となって取り組んでいく必要がございます。

我々日本船主協会としましても、業界での対応がスムーズに行われるように、積極的に協力してまいる所存でございます。また、これまで自社船員の健康管理につきましては、個人にお任せするという船舶所有者の方々も多かったのではないかと思います。改正法の施行後は、会社として、船員の健康づくりへの取り組みが進んでいくものと思われま。つきましては、全国健康保険協会殿におかれましても、船員の健康づくり宣言スキームの浸透を一層推進していただきまして、船舶所有者の方々の取り組みに対し、ご支援いただきますよう、ここで改めてお願いいたしたいと思っております。以上、コメントでした。

菊池委員長：

ありがとうございます。ご要望ということでございますが、事務局から何かコメントはございますか。

川野理事：

谷本委員ありがとうございました。谷本委員に今ご指摘いただきましたとおり、このたびの国交省の船員の健康確保に向けた制度改正につきましては、今後、船舶所有者、会社とし

て、しっかり組織的・継続的に船員の健康管理に取り組んでいく、関わっていくということが一番のポイントかと思っております。そうした意味で、まさに今ご指摘いただきました船員の健康づくり宣言をはじめとして、船員の健康づくりに来年度もしっかり取り組んでいきたいと思っております。

特に、船員の健康づくりについて、まだ取り組む環境の整っていない船舶所有者も多いのではないかと思いますので、そうした船舶所有者の皆様を含めまして、船員の健康づくり宣言にエントリーしていただければ、さまざまな支援を無料で提供して、健康づくりをサポートさせていただきますので、ぜひエントリーしていただきまして、私たちとしても船舶所有者の皆様と協力しながら、船員の皆さんの健康づくりにしっかり取り組んでいきたいと考えております。

菊池委員長：

谷本委員、よろしいでしょうか。

谷本委員：

はい、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

菊池委員長：

ほかに、オンライン参加の皆様からございませんでしょうか、よろしいでしょうか。会場の方はよろしいでしょうか。

それでは、特にご異論などございませんようですので、令和5年度事業計画案及び予算案につきましては、原案通り了承することといたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか、ありがとうございます。異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。それでは、事務局から今後の手続きについてご説明をお願いいたします。

内田船員保険部次長：

本日お諮りいたしました、令和5年度事業計画案及び予算案につきましては、3月23日に予定しております、運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に対しまして認可申請を行うこととなります。

菊池委員長：

どうぞよろしく願いいたします。それでは次の議題2. その他につきまして、事務局からご説明をいたします。

内田船員保険部次長：

議題2でございます。報告事項が2点ございます。1点目でございます。資料5でござい

ます。こちらは、東日本大震災の被災者に係る一部負担金の免除措置についてでございます。こちら資料の表の上段でございます、帰還困難地域が解除されていない区域の方、それと下段に掲げております各区域の方で、上位所得者層に該当しない方につきましては、本年の2月28日まで医療機関を受診した際の一部負担金の免除措置を行ってございましたが、引き続き来年度、令和6年の2月末まで延長することにいたしました。なお、船員保険では27の方が対象となっております、この方々につきましては、既に2月中に新たな免除証明書をお送りしているところでございます。

続いて2点目でございます。資料6、三崎船員保険保養所の代替施設についてでございますが、こちらは昨年7月の協議会で、船員保険会より三崎の保養所につきまして、廃止の報告があった旨ご説明をいたしました。今回、その代替施設につきまして、船員保険会で民宿でぐち荘に決定したとご報告がございました。この施設でございますが、もともと漁船の船員さんが三崎の保養所と同様に多く利用されている宿泊施設とお聞きしてございます。協会としても、こちら広報を積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。議題2のその他のご説明につきましては以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。立川委員、どうぞ。

立川委員：

三崎の保養所関係について、代替施設が設けられたということでございます。どうもありがとうございますと一言言っておきたいと思っておりますし、船員の福利厚生施設でございます。これまでも漁船員の方が使っていたということで、ご報告を受けたわけでございますけれども、やはり廃館になったということの周知と、その代替施設が少し離れたところになるかと思うのですが、「でぐち荘」というところで設けられたということをしっかりと広報をしていただいて、船員の福利厚生が停滞することなく進めていただければと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

菊池委員長：

事務局から何かございますか。

内田船員保険部次長：

船員の皆様に対しまして、利用について混乱のないようしっかりと広報の方をさせていただきますと思います。

菊池委員長：

お願いいたします。他にはいかがでしょうか、会場はよろしいですか。オンラインの皆様から特にございませんでしょうか。特にないようでございますので、この件についてはここまでとさせていただきます。

本日予定していた議題は以上ですが、厚生労働省からご説明事項があると伺っております。それではよろしくお願い申し上げます。

愛須全国健康保険協会管理室長：

厚生労働省の協会管理室長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私どもの方からは、先ほども少し話がありましたマイナンバーカードと保険証の一体化についての最近の動き等々をご説明させていただければと思ひまして、お手元の方に資料を用意させていただきました。

お手元の資料は去る2月24日の医療保険部会に提出した資料でございますが、これが今のところの直近のものとなっております。資料番号が付されておりますので、それを使ってご説明させていただきます。

まずは資料1のマイナンバーカードと保険証の一体化に関する検討会、中間まとめについてでございます。おめぐりいただき、スライド1でございますけれども、ここにありますとおり、これまで検討会が2回、それから専門家ワーキングが5回開催されて、2月17日にその検討会としての中間取りまとめがなされたというところでございます。

その中間取りまとめの概要が、スライド4からスライド7にかけてまとめて記載されております。具体的には(1)マイナンバーカードの特急発行、交付の仕組みの創設等、(2)マイナンバーカードの代理交付・申請補助等、(3)市町村によるマイナンバーカードの申請受付・交付体制の強化、(4)マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない場合の取扱い、(5)保険者の資格情報入力タイムラグ等への対応、(6)第三者によるマイナンバーカードの取扱いについて、(7)乳幼児のマイナンバーカードについてと7項目となっております。

(1)から(3)については、マイナンバーカードの発行に関することについてでございます。現在、約7割の方からマイナンバーカードの発行申請がなされているというところでございますけれども、保険証が廃止される令和6年秋に向けて、さらに増やしていく必要がありますので、高齢者や障害のある方など、マイナンバーカードの取得のため役所に出向くことが困難である方がより取得しやすい環境を構築していくということとしております。

次に(4)マイナンバーカードにより、オンライン資格確認を受けることができない場合の取扱い、(5)保険者の資格情報入力タイムラグ等への対応が、本協議会にも直接関係することとして、特に皆様の関心が高い事項かと思っております。(4)についてでございますけれども、マイナンバーカードにより、オンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、資格確認書というものを本人の申請に基づき、保険者が提供することとしております。この資格確認書には、氏名、生年月日、被保険者等記号・番号、保険者

情報等が記載されており、有効期間は1年を限度として、各保険者が設定するということとしております。また、発行済みの保険証は、保険証廃止後1年間有効とみなす経過措置を設けることとしております。発行済みの保険証の取り扱いイメージは、資料2のスライド2の方にお示ししておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして(5)でございますけれども、こちらはオンライン資格確認等システムについて、保険者の迅速かつ正確なデータ登録が確保される方策を検討することとしてございます。「中間取りまとめ参考資料」を参考資料2としてお付けしておりますので、そちらのスライド16をご覧ください。

まず左側に課題がございまして、(1)として被保険者の資格取得から保険者のデータ登録までに時間がかかる。それから(2)として個人番号未提出の場合、保険者自ら調査し、被保険者の資格データを登録しているが、特定できない場合や誤りが生じる場合があるとしております。その対応として右側、(1) データ登録のタイムラグ、データ未登録の解消として、資格取得の届出における被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化する。それから保険者によるデータ登録を5日以内とし、いずれも省令改正で対応することとしております。

また、(2)の誤登録防止チェックの強化として、これまでの新規登録時に既存情報と突合して、不一致事例を保険者において確認していることに加えまして、新規登録時にJ-LIS、地方公共団体情報システム機構でございまして、このJ-LISに照会しまして、カナ氏名、生年月日、性別の突合を全件実施することとして、誤登録を防止していこうということとしてございます。

先ほどの資料1のスライド7に戻りまして、下から2行目でございますとおり、中間取りまとめにおいて具体化に至らなかった事項につきましては、最終取りまとめに反映できるよう検討することとなっております。私からの説明としては以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますか。立川委員、どうぞ。

立川委員：

どうもありがとうございました。それで、協会の方からも資料が出ているのですけれども、基本的に2月の末までにマイナンバーカードの取得申請をするという方向が出ていましたよね。かなり駆け込みでされたという情報があって、大体75%ぐらい申請があったのではないかという話までは聞いているのですけれども、その辺は合っているのかどうか。

それから、それ以降の申請について、まだ25%残っているわけなのですけれども、それがどのような形で進められていくのか、申請が出されていくのかという何か見積り的なものや、予測的なものはあるのでしょうか。と言いますのは、保険証とマイナンバーカード

の統合が来年の秋ということになっていきますし、細かい話でどうかとは思いますが、医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入普及に関する加算の特例措置というのがあります。まして、令和5年の3月末までの体系と、4月から12月までと、それから12月以降、来年の1月1日以降で初診時にかかる費用負担が異なるというような体系があるのですけれども、来年の1月以降の加算の特例はどのようになっていくのか。

それから実際問題マイナンバーカードを使っていくわけなのですけれども、オンラインでの資格確認がそれまでに整っていくのかどうか。物理的にできない医療機関、ないしは薬局等がでてきた場合でも、付加加算というのが発生するということになると思うのですけれども、その辺の情報がもしありましたら教えていただければと思います。以上です。

菊池委員長：

いかがでしょうか。

愛須全国健康保険協会管理室長：

はい、ありがとうございます。まず、マイナンバーカードの申請の話があったかと思えます。2月末までというのは、マイナポイントを受け取るためには、2月末までのカードの申請が必要だということで、駆け込みの申請があったということかと思っております。そこで、何%までいったかというのは、総務省の方で集計しており、私どもの方では把握してはいないのですけれども、全体として7割を超えた申請があるということでございます。

それからカードの発行に向けていろいろやっていくということなのですけれども、スムーズな発行申請をお手伝いできるよう、今回中間取りまとめの中で記載されているのが、新生児への特急発行の仕組みを設けるとか、障害のある方や高齢者でなかなか役所に出向くことが難しい方への対応として、代理交付が必要であろうということです。

様々なご事情で申請にお困りの方が一定数いるので、こういった施策をすれば、カードの申請率が上がっていくのではないかとということでございます。

それから市町村によるマイナンバーカードの申請受付や体制の強化も併せて進めることによって、カードの取得率も上がっていくのではないかとということでございます。

それと、医療機関の体制の問題の話があったかと思えます。医療機関にオンライン資格確認をする実施体制を義務付けるということなのですけれども、ただこの4月に直ちに実施するのはなかなか難しい場合もございますので、原則義務化の経過措置というのを参考資料2のスライド10に例示しております。システムベンダーが混んでいるとか、機器の調達がかなかなか難しいとか、いろいろな要因ごとに分けて期限を設け、オンライン資格確認の体制整備を進めていくということを考えております。政府としてはまずはその体制整備を漏れなく進めていくというのが、対応方針というところになるかと思えます。

また、診療報酬の体制加算の話ですが、スライド11に体制加算としてはこういう加算をやるという資料はあります。

しかしながら、1月以降の話というのは、こちらの資料にはありませんので、確認した上で、お答えできることがあればお答えするという形でよろしいでしょうか。

菊池委員長：

立川委員、いかがでしょうか。

立川委員：

どうもありがとうございました。なかなかわかりにくいというか、どういう形で進んでいくのか、私も何か月に一回病院に通うのですけれども、オンライン資格確認できるような端末が無かったり、大きなチェーンの処方箋薬局ではもうオンラインができていたり、かなりばらつきがあるので、その辺どういう形で進んでいくのか、非常に危惧するところがあったということでございます。

それでお伺いしたということなのですが、駆け込みでマイナンバーの申請をしたものが、いつぐらいに発行されるのか、加算の特例措置がある中で、マイナンバーカードの発行が遅れば、実際に持っていくものがないので、本当は申請しているのだけれども、加算がされるよというようなことが起きるのではないかと、その辺の対応として、中間取りまとめでなるべく早く発行しようという方向性はわかるのですが、物理的にかなりの数が出ているので、地方自治体なりで対応が可能なのかどうかというのは非常に危惧される場所です。そのようなこともありまして、細かいことですが、確認をさせていただきました。どうもありがとうございました。

菊池委員長：

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。高橋委員、どうぞ。

高橋委員：

以前からいろいろお伺いをしてきたのですが、外国人に対するマイナンバーカードをどうするのか、技能実習生、それから特定技能1号、彼らに対するマイナンバーカードの扱いをどうなされるのか、明快な答えをいただいたことはありませんので、その辺がどうなるのか教えていただきたい。

それから、例えば、遠洋マグロ漁船のように、非常に長い期間航海をしている漁船について、入港後、休暇もそんなにあるわけではありませぬので、マイナンバーカードを持たずに医療機関を受診できるのかどうか、今までの保険証が有効だとは思いますが、それに代わる何か証明書が発行されるという話も聞いておりますけれども、その辺の経緯と今後どうなるのか、船が入港して保険証が使えないという状況では困りますので、その辺の一連の流れがわかるのであれば、教えていただきたいと思っております。

菊池委員長：

いかがでしょうか。

愛須全国健康保険協会管理室長：

はい、ありがとうございます。まず、マイナンバーカードの外国人のところは私も直近の議論を承知していないので、基本的には総務省やデジタル庁で検討しているところだと思います。少し確認して、もしお答えできることがあれば、後ほどお答えするようにいたしたいと思います。

それから、基本的に船員の方がマイナンバーカードを持っていないということであれば、まずは資格確認書を入手しておいていただくか、もしくは下船した際、次の乗船までの間マイナンバーカードを申請しておいていただくとか、そういったことを今後、どういうオペレーションでどういうふうに周知を図っていくかということについて、協会ともよく相談をさせてもらいながら進めていこうと思っております。

以上でございます。

菊池委員長：

安藤理事長どうぞ。

安藤理事長：

少し補足でご説明させていただくと、保険証が廃止になった後でも、資格確認書というものをお持ちでなくても、保険証がなくなっても、この資格確認書があれば、どなたでも医療を受けられるということになりますので、その辺はご心配なさらずに医療機関等を受診していただければと思います。

菊池委員長：

ありがとうございます、高橋委員から何かございますか。

高橋委員：

ありがとうございます。それでは、どういう形式なのかわかりませんが、今言われたような資格確認書というものをきっちり配布をしていただいて、彼らが沖から帰ってきて病院に通えないということでは困りますので、十分対応していただきたいというように思います。ありがとうございました。

菊池委員長：

他にはいかがでしょうか、田中委員どうぞ。

田中委員：

同じくマイナンバーについてですけれども、保険証が廃止になってマイナンバーカードに一体化されたときの、被保険者の加入の確認はどのようにできるのか。これが質問です。例えば、マイナンバーカードを持って行って、新たな会社に採用されて乗船していくというときに、これまでであれば保険証が発行されて、それが手元に行きます。そこで所属の会社も加入年月日も書いてあるのですけれども、マイナンバーカードにデータで一体化した場合は、それを確認する方法は目ではわからないのですけれども、自分はどの船員保険に、何月何日にきっちり加入をして、これは雇い入れされて初めて船員保険の雇い入れ前も入るのですけど、加入をしたということの確認を本人がどのようにできるのか、この辺が心配です。

通常、例えば新しく会社が変わるとか、船社に採用されるとなると、そのまま船に雇い入れられて乗っていきますので、自分のマイナンバーカードにその船員保険が雇用された期日どおりにしっかり保険がかけられているかどうかという確認の方法は、どのようにしたらいいのか、教えてください。

菊池委員長：

いかがでしょうか。

愛須全国健康保険協会管理室長：

はい、ありがとうございました。船員保険も健康保険も同じですけれども、基本的に船舶所有者、もしくは事業主から従業員、もしくは船員を雇用したという届出が年金機構を通じて協会の方に来るというかたちになっており、今はそれに基づき協会が発行して、お返ししているという大きな流れになっております。

その流れは、マイナンバーカードと保険証が一体になっても、基本的に変わらないのですが、資格取得届等をご提出していただくと、船舶所有者、事業主の方には、保険証の他、処理内容をお知らせする決定通知書というものもお返ししております。そこには被保険者番号であるとか取得年月日が記載されておりますので、それに基づいて、今後、被保険者ご本人にその内容をお伝えいただくようお願いしようというふうに考えております。

また、マイナンバーカードと保険証を一体化した人、私なんかもやっていますけれども、そういった人で保険証が手元にないときに、自分の情報をどうやったら確認できるかということ、スマートフォンとマイナンバーカードを使ってマイナポータルにログインし、「わたしの情報」にアクセスすれば、自分の情報は全部見られることになっております。ですから、マイナンバーカードに保険証機能を登録していただければ、自分の情報はいつでもスマートフォンでいつでも確認できます。

もしスマートフォンをお持ちでなければ、少し手間はかかるんですけれども、自治体の方にマイナポータルにアクセスできる機械があるはずなので、そちらの方に行けば、自分の健

康保険、私だったら共済組合の情報がどういう状況になっているのか、限度額はどうなっているのかというのは全て、そこで確認できるようになるので、仮に資格取得時に通知された情報を忘れてしまっても、マイナポータルを見れば、いつでも確認できるという状況にはなるということでございます。おわかりいただけましたでしょうか。

菊池委員長：

田中委員、いかがでしょうか。

田中委員：

仕組みは理解しました。事業主がそれを確認できるというのは、申請に基づいてやるので、わかるのですけれども、被保険者が自分の保険がちゃんと取得されているというこの確認を、今までなら保険証をもらっていたので、それに代わるものを何か発行してもらわないと不親切というか、仮に乗船しているのに、保険の手続きがされていないとか、余り変な話をしたくないのですが、昔は無保険が横行したことがあるんですね。やはり雇い入れされたときに、きっちりと船員保険で届け出をして、適切な等級でちゃんと取得されているということが大事なのですけれども、自分が採用されて、その会社で働いて、実際はもうその船に乗って外に出てしまいますので、役所に行くのも簡単ではないのです。

ですから、ちゃんと保険が取得されましたということの確認をする方法がないと、本当に保険がかかっているのか分からず、不安になるので、何か方策を考えていらっしゃるのかどうか、特に毎日家に帰る職場でない所で就業する場合は、そういった心配がありますので、事業者だけに言うのではなく、被保険者本人に伝わる方法を何か考えていただければありがたいと思います。以上です。

菊池委員長：

先ほどの説明は、本人にもお伝えするというお話ではなかったでしょうか。

愛須全国健康保険協会管理室長：

説明がたななかったかもしれないですけれども、資格取得時の通知が、船舶所有者や事業主に届きましたら、それをご本人にお伝えいただくということを、今後想定してお願いしようとしております。

ただ、そのときにどういった方策がとり得るのか、口頭でいいというのか、何かお渡しするのかとか、いろいろなことが考えられると思うのですけれども、私どもも協会とまだお話しできていないので、今回ご意見も踏まえてどういったことが考えられるかというのを、私どもと協会でなるべくスムーズに移行できるように考えていきたいと思っております。

菊池委員長：

田中委員、どうぞ。

田中委員：

その保険の取得と同時に、資格確認書を発行してもらえば、その問題もなくなると思うのですけれども、その資格確認書は申請すればとれるという説明で、仕組みとして理解しますけれども、保険に入ったか入っていないか、保険証が出ないので、確認のしようがない状態で、洋上で働くわけです。陸から離れていなくなるわけですから、マイナンバーカードを見て、これは自分の船員保険がかかっているのかかかっているのか知る術がないので、もし資格確認によらない事業所に通知するという方法であれば、事業主から被保険者には書面で通知をするのを義務化するという流れにってもらえば、混乱は起きないと思うのです。保険証は発行されなくても、何月何日に保険に入ったと、等級まで書いてもらうともっと親切なのですけれども、そういうことが本人に通知できれば、混乱なくマイナンバーカードと船員保険の保険証との一体化というのが進むんじゃないかなと思います。以上です。

菊池委員長：

安藤理事長からどうぞ。

安藤理事長：

このマイナンバーカードと保険証の一体化に関する検討会には、私もワーキンググループに入っております。その中の検討事項で、今田中委員がおっしゃったところ、ご本人が保険に加入したときに、保険証と同じ情報が必要だということは、我々の方からも意見しております。その際に、保険証がなくなったときに、協会けんぽだけではなくて健保組合などの各保険者から、ご本人がその情報を最初にわかるように、資格確認書とまた別の証明書を発行するということが現時点ではなっております。ですので、その情報は必ず最初にわかるようにはなります。それはデジタルか紙、どちらかでやるという形にはなっておりますけれども、そのフォーマットについてはまだ詳しくは確定していないという段階です。来年の秋までにはそこもはっきりと確定してやるということにします。

中間取りまとめで、大まかな部分はかなりはっきりしてきているのですけれども、我々医療保険者がオペレーションをするための細かい部分については、まだまだ取り残されているところが結構あります。

今年の6月までに、最終報告をする予定になっておりますので、それまでにはほとんどの部分が詰められた形で、皆様にご報告ができると思います。皆様からいただいたご意見を参考にしながらやっていきますので、これからわかりました時点でご報告させていただきます。以上です。

菊池委員長：

詳細なご説明ありがとうございます。よろしいでしょうか。田中委員。

田中委員：

ありがとうございました。被保険者本人に伝わるということで理解してよろしいですかね。ありがとうございました。

菊池委員長：

また、決まったらご報告いただけるということでございます。他にはいかがでしょうか。立川委員どうぞ。

立川委員：

簡単な確認なのですけれども、保険証が廃止されるという事実はもう決まっているわけで、このときに個人のマイナンバーカードと保険証の関係づけをしていない人はおられると思います。これは強制的に紐付けされるという理解でいいのですか。何の手続も要らずに、それとも何か手続が必要なのですか。それは本人はわかるわけですけど、扶養家族等との関係は何かあるのでしょうか。そこを教えていただきたい。

菊池委員長：

いかがでしょうか。

愛須全国健康保険協会管理室長：

マイナンバーカードに保険証機能を持たせるときに、何かしら手続が必要かどうかということでしょうか。

立川委員：

マイナンバーカードだけで、保険証との紐づけはしていない人がいるであろうと思います。廃止のときに。そういう方は保険証の機能が廃止されることによって、保険証がなくなりますよね。マイナンバーカードに集約されるわけですから。ただ、そこで起こるのは保険証がない人について、関係づけをしていない人間について、保険証との紐づけ、自分が加入している保険についての紐づけ、これは機械的にやられるということなのか。何らかの手続をしないとだめなのか、確認を求められるのか、その辺を教えてください。

愛須全国健康保険協会管理室長：

マイナンバーカードに保険証機能を持たせるためには、ご本人で手続を行っていただく必要がございます。いろいろな手続の方法がございますけれども、例えばマイナンバーカードだけ持っている方で、保険証の機能を持たせていない方が病院に行ったときに、オンラ

イン資格確認の顔認証システムにカードを差し込めば、今後紐づけすることを同意するかどうかという本人確認が出ます。そこで同意していただければ、その時点から、マイナンバーカードに保険証機能を連携できます。そのほかにも、マイナポータルやセブン銀行からでもその手続は可能となっております。

自動的に連携されるということではないので、マイナンバーカードを持ったら、一度保険証機能を持たせるというアクションが、各個人で必要になるというところでございます。

菊池委員長：

安藤理事長、どうぞ。

安藤理事長：

すみません、補足させていただきますと、マイナンバーカードを持っていても、どうしても保険証と紐づけしたくないという方が一定程度いらっしゃいます。その方はどうすればいいのかというと、先ほどからお話がある資格確認書を保険者に対して申請していただいて、取得していただくということになります。ただし、この期限が最大1年間というふうに決められていますので、毎年更新しないといけないということでございます。

菊池委員長：

立川委員、よろしいでしょうか。では田中委員どうぞ。

田中委員：

すみません、あまり長くやりたくないのですが、結構混乱しますよね。マイナンバーカード、別に義務じゃなくてとらなくてもいいとか、紐づけしなくてもいいという前提に立つと、船員に限っていいですけど、船員が船員保険の保険証をマイナンバーカードで持つ人と、マイナンバーカードはあるけれども、紐づけしなかったら資格証明ですか、それで受診する人、それからマイナンバーカードもとらなくて、船員保険は義務ですから、当然かかっていて、それはその保険証を使おうと思うと保険証もなくなるので、資格証明書というのを毎年申請すると、こういう理解でよろしいですか。

安藤理事長：

少々紛らわしいのですが、資格証明書ではなくて、その場合は資格確認書というものをとっていただくということになります。

田中委員：

わかりました。資格確認書を持って乗船をしていて、例えば乗船中に医療にアクセスする場合はそれを使ってアクセスすると。そして乗船中にその期限が切れたら、そこで無保険に

なる、保険証としての機能を失う、保険をかけないというのは、これは船員保険法違反なのでそれはあり得ないのですけれども、それを証明する証明書の期限が切れるということですから、こういう事態は容易に想像できるのですけれども、どのようになりますか。

菊池委員長：

安藤理事長、お願いします。

安藤理事長：

その場合については、加入者ご本人が困らないように、我々保険者の方で検討する必要があります。今田中委員からおっしゃっていただきましたことに関しては、まだ我々は検討していませんでしたので、今後検討させていただきます。無保険状態にならないようにするというのが、非常に大事だと思いますので、そうならないようにしたいと思っております。

田中委員：

すみません、しつこいですが、法律的に無保険というのはあり得ないと思うので、無保険ではなくて、有効な保険証が発行されていないという状態になると思うので、それは想定しておかないと、一回船に乗ったら1年とは言いませんが、1年近く戻ってこない船もありますし、戻ってきても、そもそも家に帰って休暇でなければ、病院に行く時間があつたとしても、何か手続きをするという時間というのはなかなかないと思います。

ですので、マイナンバーカードとその保険証を一体化するということが義務でないとするならば、そうではない方法で、長期就航する人たちがちゃんと保険証を有効に使えるような状況を、保険者としても担保していただかないと、有効期間が切れたから保険がないのではなくて、保険は雇い入れとセットで、事業主が保険を加入させるのも義務なので、保険はかかっているのに、保険がかかっているという証明の発行については、保険者は本人の不利益のないように、合理的でかつ実効性のある、証書というか、証明の発行手続きをお願いします。

菊池委員長：

木倉理事どうぞ。

木倉理事：

田中委員がおっしゃるとおり、やはり運用上のきめ細かい手当てをしながら、来年の秋に備えるべきだと思います。今ちょうどマイナンバー法改正法案が国会に出されてきて、それで国法憲法などの手続面の基本的な法律をまず決めて、それから政省令、運用通知という段階に進んでいきますので、協会としてもこの法律の成立を見ながら国とともに準備を進め

てまいりたいと思っています。よろしくお願いします。

菊池委員長：

船員の特殊性をどのように反映していくかという話だと思います。田中委員どうぞ。

田中委員：

ありがとうございます。よろしくお願いします。本人の選択権がある中で、選択をし、こういう選択をしてはダメだということでないようですから、それであれば、どういう選択を本人がしたとしても、きちんと船員保険が取得されて、医療機関にアクセスしたときにきちんと保険を適用できるような仕組みにしていきたいと思います。よろしくお願いします。

菊池委員長：

ありがとうございます。高橋委員どうぞ。

高橋委員：

今の田中委員の話なのですけれども、漁船の場合の話をしておきたいなと思っているのですけれども、例えば遠洋マグロ漁船、10カ月から1年半ぐらいの航海でやっている船は結構多いのですが、まず雇入れの段階で船員保険に加入をしていないと、雇入れができません。

それで、この資格確認書の有効期間が1年ということですから、洋上で1年間の有効期間が切れるという場合があります。それからその他の漁船でも漁期というものがあって、大体10カ月ぐらいフル活動ということになるのですが、その間ほとんど休みがない状態の中で操業している。これらの有効期間が切れた場合、保険料が徴収されない、そうすると、船員保険の無資格という問題が発生する。非常に危機的な状況に入るのではないか。この間、例えば海難事故等々があった場合、船でけがをした場合、何を担保に医療機関で治療を受けることができるのか、そういった問題が出てくる。その辺はよく把握していただき、今後のマイナンバーカードの検討会で、実態に即した形で対応していただきたいとお願ひしておきたいと思います。

菊池委員長：

ご意見ありがとうございます。川野理事どうぞ。

川野理事：

いろいろとご意見ありがとうございます。今後、皆様のご意見もお伺いしながら、また船員の特性を踏まえて検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

菊池委員長：

よろしくお願いいたします。オンラインの皆様からはございますか、よろしいでしょうか。それではここまでにさせていただきます。次回の日程などにつきまして、事務局からお願いします。

内田船員保険部次長：

次回の船員保険協議会でございますが、7月に開催を予定しております。主な議題は令和4年度決算を予定してございます。詳細な日程につきましては、各委員と今後調整の上、後日ご連絡をいたします。以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございます。皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、新たな局面に入ってきているところでございます。今週初めからマスク着用に関して変わりましたし、また5月の連休明けからは感染症法上の位置づけも変わるということでございます。これまで、この会議の持ち方につきましては、緊急対応ということでオンラインを駆使しながら進めていただいておりますが、今後どのようにされるか、協会けんぽ全体の御方針などもあるかと思っておりますが、事務局におかれましてはご検討いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日はお忙しいところありがとうございました。これにて第59回船員保険協議会を閉会いたします。

(了)